

第24期第24回新居浜市農業委員会総会議事録

1 会議の日時及び場所

(1) 会議の日時 令和4年5月6日(金曜日) 13:30～15:40

(2) 会議の場所 市庁舎5階 大会議室

2 会議に出欠席した委員数及び氏名等

(1) 農業委員

第1番	片上和彦	第12番	小野春雄
第2番	岡田充	第13番	曾我部英敏
第3番	藤田幸正	第14番	伊藤繁次郎
第4番	村上壽一	第15番	土岐若水
第5番	塩見敏夫	第16番	伊藤慎吾
第8番	藤田健太郎	第17番	渡邊勝俊
第9番	宇野賀津美	第18番	松木ワカ子
第10番	古川一豊	第19番	山口三七夫
第11番	高橋征三		

(2) 農地利用最適化推進委員

第2番	安藤育雄	第10番	眞鍋哲哉
第3番	加藤宏司	第11番	竹林義孝
第4番	岩崎紀生	第12番	池田辰夫
第5番	小野義尚	第13番	高橋秀実
第8番	藤田隆	第14番	神野鉄治
第9番	田坂健次		

(3) 欠席委員 5人

農業委員	第6番	寺尾俊行
農業委員	第7番	横井直次
推進委員	第1番	岡田悦明
推進委員	第6番	井下八郎
推進委員	第7番	高橋眞次

3 会議に出席した事務局職員

事務局長 近藤 弘 二
農地係長 松本 聡
主任 井上 貴 清

事務局次長 藤田 美保
農政係長 中森 由紀子
会計年度任用職員 齊藤 麻里

4 傍聴者

なし

5 議事日程

農地関係 農地法第3条、第4条、第5条申請関係等の審議について
農政関係 令和4年度新居浜市の農業予算について



13時30分開会

近藤事務局長

御起立ください。礼。御着席ください。

総会に先立ちまして、委員の出席状況を御報告いたします。農業委員17人、推進委員11人でございます。よって、過半数に達しており、この会が成立していることを御報告いたします。それでは、会長よろしく申し上げます。

藤田会長

皆さん、こんにちは。過ごしやすい毎日となりまして、出席の皆様方の服装を見ても軽やかになっているというようなことであります。連休もいいお天気で行いましたので、農繁期に向けて、いろいろ取り組まれたのではないかと思います。これから本番がやってきますから、十分ご自愛いただきまして、農業に、農業委員会活動にご尽力いただきますようお願いをいたしておきます。

それでは、ただいまから第24回新居浜市農業委員会総会を開会いたします。

まず、本日の議題につきましては、農地関係が議案第1号から議案第4号まで、農政関係は「令和4年度新居浜市の農業予算について」を議題といたします。

なお、本日の議事録署名委員でございますが、会議規則第19条の規定により、会長において山口 三七夫委員と片上

和彦委員を指名いたします。両委員さんよろしくお願ひいたします。

これより農地関係の議案の審議に入ります。議案書目次をお開きください。

議案中、第1号及び第2号までは決議事項、第3号及び第4号は意見事項となっております。加えまして報告事項が1件、参考事項が1件ございます。

藤田会長

1ページを御覧ください。

議案第1号「農用地利用集積計画について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

松本農地係長

議案第1号につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画でございます。

内容といたしましては、田15筆、畑1筆、合計面積8,787.00平方メートルでございます。

2ページをお開きください。

36番の(1-1)さんから44番の(1-2)さんまでの9件でございます。内訳といたしましては、新規設定が6件、再設定が3件。期間は、2年11か月間が6件、3年間で3件。利用権の種類は、使用貸借権が9件となっております。

以上の計画内容につきましては、新居浜市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合するものであること等を確認いたしております。

なお、37番から40番までの(1-2)さんにつきましては、耕作面積0.00平方メートルとなっておりますが、今回の利用権設定により耕作面積3,041平米となります。

御審議よろしくお願ひいたします。

藤田会長

ありがとうございました。

以上、36番から44番までについて質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第1号「農用地利用集積計画について」を原案のとおり決定させていただきます。

藤田会長

4ページをお開きください。

議案第2号「農地の所有権移転について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

松本農地係長

議案第2号につきましては、農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転で、15番から17番までの3件でございます。

5ページを御覧ください。

まず、15番、萩生字本郷、田5筆、面積5,435平方メートル譲受人は、(2-1)さんです。

譲受人は、現在、1町3反ほどの農地を家族で耕作しておりまして、今回、小作地の自作化を図るため、申請地を取得しようとするものでございます。

申請地は、農道及び水路が整備された農地で、隣地との境界も明確であり、許可後は、引き続き、田畑としての利用を予定しておりますことから、周辺への影響についてはないものと思われま。

次に、16番、船木字上原、畑3筆、面積2,015平方メートル、譲受人は(2-2)さんです。

譲受人は、現在、7反7畝ほどの農地を耕作しておりまして、今回、経営規模拡大を図るため、申請地を取得しようとするものでございます。

申請地は、農機具の進入路が整備された農地で、隣地との境界も明確であり、引き続き、畑としての利用を予定しておりますことから、周辺への影響についてはないものと思われま。なお、許可後は、みかんの栽培を予定しております。

6 ページをお開きください。

17番、船木字元船木、田3筆、面積1,668平方メートル、譲受人は、(2-3)さんです。

譲受人は、現在、6反ほどの農地を家族で耕作しております。今回、経営規模拡大を図るため、申請地を取得しようとするものでございます。

申請地は、農道及び水路が整備された整形な農地で、隣地との境界も明確であり、許可後は、稲作を予定しておりますことから、周辺への影響についてはないものと思われま

す。なお、甲3183番及び甲3185番につきましては、小作地の自作化を図るものでございます。

以上15番から17番までのいずれの案件につきましても、議案書及び配布いたしております調査書に記載のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えております。

御審議よろしくお願いたします。

藤田会長

ただいまの説明に係る現地調査の結果並びに補足説明につきましては、15番は高橋 秀実委員から、16番は事務局から、17番は宇野 賀津美委員から、それぞれ報告をいただきます。まず高橋 秀実委員お願いします。

高橋(秀)委員

15番について報告させていただきます。4月2日に現地の様子、(2-1)さんとお話をさせていただきました。申請地につきましては、現地確認をしたときにも適正に管理されており975番地については里芋の植え付けが終わっております。事務局から説明がありましたように、小作地の自作化ということで、今後も田畑として利用されるということで調和要件も特に問題がないと思われま

藤田会長

す。ありがとうございます。次に近藤事務局長お願いします。

近藤事務局長

本日、高橋(慎)委員が欠席のため16番の現地調査の報告をいたします。申請地につきましてはこれまで畑とし

て利用されており、引き続き、畑として利用されることから、地域との調和も問題なく、本申請については許可相当である旨の報告の提出が4月18日にございましたのでご報告いたします。以上でございます。

藤田会長
宇野委員

ありがとうございました。次に宇野委員お願いします。

申請地ですけど、4月20日に(2-3)さんと現地を確認いたしました。現在6反ほどの農地を耕作されております。そして、申請されているもので2カ所は以前から小作になっていましたので、その小作権を解消して買うということです。もう1カ所につきましては、〇〇農園が人参などを作っていて別に問題はなく、全体に(2-3)さんが耕作されている隣のところであります。今まで耕作されていたところなので問題はないと思われま。御審議のほどよろしくをお願いします。

藤田会長

ありがとうございました。

以上、15番から17番までについて質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第2号「農地の所有権移転について」を原案のとおり決定させていただきます。

藤田会長

7ページを御覧ください。

議案第3号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

井上主任

議案第3号は農地法第5条第1項の規定による権利移動を伴う農地転用の申請で、申請件数は11件です。

8ページをお開きください。

74番、坂井町三丁目、畑2筆、譲受人は(3-1)さん。内容は賃貸共同住宅1棟224.24平方メートル、農地区

分は申請地から概ね300メートル以内に新居浜駅が存在するため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

75番、中村三丁目、畑1筆、譲受人は(3-2)さん。内容は賃貸共同住宅1棟295.38平方メートル、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

76番、萩生字本郷、畑5筆、譲受人は(3-3)さん。内容は宅地分譲2区画、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

9ページを御覧ください。

77番、中村四丁目、畑1筆、譲受人は(3-4)さん外1名。内容は自己住宅115.09平方メートル、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は使用貸借権で期間は永年です。

78番、多喜浜二丁目、田1筆、譲受人は(3-5)さん。内容は貸し露天資材置場、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

79番、船木字高祖、畑1筆、譲受人は(3-6)さん外1名。内容は自己住宅89.54平方メートル、一体利用地として、宅地18.78平方メートルがあり、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

10ページをお開きください。

80番、船木字元船木、田1筆、譲受人は(3-7)さん。内容は太陽光発電施設、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

81番、萩生字本郷、田2筆、譲受人は(3-8)さん。内容は太陽光発電施設、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

82番、萩生字本郷、田1筆、譲受人は(3-9)さん。内容は太陽光発電施設、農地区分はその他の農地である第2種農

地と判断され、権利区分は所有権移転です。

11ページを御覧ください。

83番、萩生字本郷、畑2筆、譲受人は(8-10)さん。内容は太陽光発電施設、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

84番、外山町、田1筆、譲受人は(8-11)さん。内容は建売住宅3戸188.79平方メートル、一体利用地として、宅地9.45平方メートルがあり、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

以上、74番から84番のいずれの事案につきましても、申請書および土地改良区の意見書等の添付資料を確認し、転用行為が遂行される確実性等の一般基準についても認められるものであることを、事務局より報告させていただきます。御審議の程よろしく申し上げます。

藤田会長

ありがとうございました。

以上、74番から84番までについて質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第3号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

12ページをお開きください。

議案第4号「農地の賃貸借権等の解除について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

藤田事務局次長

議案第4号につきましては、農地の賃貸借権等の解除について、1番の1件でございます。

12ページをお開きください。

対象農地は、坂井町、畑1筆、面積640平方メートルであります。

令和3年6月1日付けで、賃貸人より農地法第18条第1項の規定による解約の許可申請書が提出されたものでございます。

これまでの経緯を説明いたします。

賃貸人は、(4-1)さん、対象農地は父から相続した農地です。

賃借人は、(亡)(4-2)さんの相続人(4-3)さんと(4-4)さんです。

賃貸人の解除理由としましては、①以前は支払われていた小作料が、平成14年以降支払われていないこと、②令和元年5・6月頃、駐車場として農地以外に転用されたこと、③平成24年以降耕作されていなかったことによる、賃貸借の信頼関係が破壊されていることとして、賃貸借権解除の申請が提出されたものであります。

この申請に対して、賃借人の(4-3)さん(4-4)さんは、①の小作料支払いについては、わからないが、正当な金額なら支払う、②の農地以外の転用については、当時の管理者(4-5)さんがしたことであり、すぐに是正し、現在はイチジクを植えており農地である。そして③の不耕作については、イチジクを植え、今後は耕作を希望しております。

当該農地につきましては、草が伸び荒れた状態で、近隣住民から苦情があり、市からの指導にも対応がなされていない状況が続いておりましたが、今回の申請が出された以降、イチジクを植え、草刈りもされ、適正に農地として管理されております。

農地法第18条第1項では、農地等の賃貸借の解約等についての許可について規定しており、今回のケースは、同条第2項第1号の「賃借人が信義に反した行為をした場合」に該当するため、解除を許可することが適当であると考えられます。

信義に反した行為とは、小作料の不払い、転用の事実、不耕作であります。

なお、当該農地については、農地法施行以前から小作権が設定された、いわゆる慣行小作権の設定された農地でありますので、解除の際の離作補償については、賃貸人、賃借人双方が十分に協議し合意したうえで、賃貸借の解除を行うという条件付許可を考えております。

以上で議案の説明を終わります。

御審議よろしくお願いいたします。

藤田会長

ありがとうございました。

以上、1番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。はい、曾我部委員。

曾我部委員

今、説明していただき、我々委員の何名かはこの説明を聞いているので分かっているのですが、それ以外の方は今の説明では分からないのではないのでしょうか。私が簡単に説明してもよろしいですか。要するに新居浜が特に多いのですが、小作権がある小作地がたくさんありますね。新居浜では所有者と、小作権がある人で半々の権利がありますよね。例えば、両方とも合意のうえで売ろうとなったときには、大体、五分五分で貰っているというのが今の新居浜の現状ではないかと思えます。それが、最近は耕作できずに、耕作放棄地になってしまい、大変なことになるので、上の権利は要らないから返しますというのが、最近非常に多くなっているのではないかと思えます。小作の権利を放棄するということです。この、小作権というのはいろいろ調べましたら、自分が小作権があった場合、自分が耕作をしなければならない。ですからその土地を第三者に作ってもらったりとか、耕作しなかった場合、この小作権は無くなるんですよね。ただ、小作権は新居浜の周辺では昔から権利が強くて、小作権がある人は土地を管理するという意識が強い所があります。今回の（４－３）さんと、（４－４）さんの相続人は（４－２）さんが亡くなって相続の権利が新しくできたんですよね。すると、土地の所有者の（４－１）さんは前の小作人から途中で小作料も入らなくなり、

何も作らなくなりということなので、小作の権利はないでしょうというのが今回の問題だと思います。ところがこの（４－３）さんも（４－４）さんも途中で相続権があるのが分かりまして、その相続権があるという時点から農地にも戻し、小作料も払ってないなら利息も付けて払いますよということを主張したということです。ですから、相続を受けた方も要するに以前のことが分からない、小作料を払っていなかった、耕作放棄地だった、そういうことが分からないけど、相続をした時点からは、きちりやっておりますよと主張しているわけですよ。これは、どちらが正しいのかというのは非常に難しいのですが、普通に考えれば土地の所有者が小作料を払ってくれない、途中で転用もしている、とってきているのですが、相続を受けた人も相続の権利が発生した時点からは綺麗にしているということでございます。これは、一年くらいになるのではないかと思うのですが、双方が弁護士を立てて話し合いをしているのですが、一方的に土地の所有者は返しなさい、返してくれたら未払いだった小作料は要らないからということをしているようです。農業委員会としても、きちりそういう問題が提議されてきているのにいつまでも審議をしないで放っておくというのも駄目だということで、今回上提されたものだと思います。この資料の３枚目です、これが土地の所有者（４－１）さんの弁護士さん宛にだしているのが今回審議してもらったものになっていると思うのですが、農業委員会としては簡単に、今回、小作権をなしにしますということなのですが、それをやってしまうと今の新居浜ではそういう土地がすごく沢山あるんですよ。土地の所有者がこれが許可されたら、２年以上何も作っていないので黙って返しなさいという理由で農業委員会に申請すれば全部許可されるのかということになります。これは、非常に難しいところで、小作人が農業を再開しますということでしたら助けてあげる、どっちかに偏ってしまうのは

なかなか難しいのではないかと、でも、申請された書類は正しいからということでこの賃貸借の解除については許可する、しかし、一番下の条件のところにあります、当該農地については小作権が設定された農地なので小作権の権利を土地の所有者と小作人とがきっちり協議して合意した上でなければ解除を行うことはできないということで、今農業委員会としては決定したいということなのです。ということで皆さんの御意見をお聞きしたらということでございます。

藤田会長

今、曾我部委員に補足説明等していただいたのですが、事務局の説明、曾我部委員からの説明の中で御意見、御質問はございませんか。元々、裁判とか聞いても耕作者を守るためにということで戦後の農地改良の中で小作権の定義がされて、その後、昭和27年に農地法が定まって、今我々が協議するのは、農地法で第3条の中で賃貸借権を設定しますが、この以前の慣行小作権は耕作者、耕作権を守っていかなくてはいけないというのが強いので、事務局とも協議する中で最終的には曾我部委員が言われたように、離作補償については、双方が十分に協議をして、合意をしたうえで解除を行うことが条件です。所有者と、耕作者がお互いに協議をして離作補償のことも含めて、合意解約して下さいという、そこが非常に難しいところなので、当時の賃貸借の契約書など今は変わっていますから、時代が変わっていくと共にその辺の権利、義務の遂行があって権利が発生するのですが、義務の遂行がないから、このような問題になってきているというのが最近の話です。特に今回は、一方的に所有権者が不履行、不耕作だから返せということですが、今回のこの件について御意見があれば皆様方と協議したいということです。はい、藤田（健）委員。

藤田（健）委員

はい、前の横川事務局次長のときに、私の担当の船木地区で2部落、実際は4部落あるのですが、担当の2部落について同じようなものを調査してほしいと頼まれたので

す。僅か70くらいの世帯で小作を調べてほしいと言われ、調べに行ったんです。すると、今、曾我部さんがいわれたように小作料は1円、5円という古い書類のままで16軒、17軒が全部相続になっています。1円、3円、5円というような小作料は相続されているから貸人も孫くらいの代なので、場所はどこにあるんだろうとか、借りている方も、私の土地ではないとか、正直、解決できるような問題は見つかりませんでした。ただ、そういう事例は沢山あります。それを、3年間期間で選ばれた農業委員でこういう場所で決めるというのは酷じゃないかと思いますね。この文章にありますように、賃借人双方が十分に協議し合意したうえでというような文章があるのであれば、何もここで協議する必要がないと思うのですが。

藤田会長

その為に申請者が解除をしてほしいと申請してきたのでそれは一方的にできないということで、農業委員会としての意見として、双方で話し合いをしてやってほしいということです。

藤田（健）委員

その中に農業委員会が入るのですか。最後にお互いに話し合いができて、農業委員会で話し合いができたから認めてくれとか、決めてくれとかいうのなら分かるのですが。

藤田会長

それは、双方の契約ですから。

藤田（健）委員

そういうことを委員にいわれても、いいとか悪いとか、どういう意味があるんだろうかと思うんです。協議も何もできていないのに意見を投げられても、どう返事をしたらよいか分からないです。

近藤事務局長

今の御質問ですが、ここに、書いているように18条の1項ということで賃貸借の解除なのですが、これについては今回の総会で出た意見を付けて愛媛県の組織の農業会議で諮って最終的に許可、不許可の意見が出されるが、その前段として農業委員会の方でどのような方向にするのか意見を付けて、愛媛県農業会議での審議をしていただきますので、今回、皆さんの決定事項として5月26日に愛媛

県農業会議で審議をしていただく、という流れになっておりますので、新居浜市の農業委員会の総意として皆さんの決定をお願いしたいと思います。

藤田（健）委員

これは他にもいろいろ問題があって、農業委員会に申請しても埒が明かないと言われてきたんです。ただ、言うように、農業委員会ではなくて私にこの問題を投げられたと個人的に考えた場合、双方が十分に協議していうぐらいしかならないと思います。

藤田会長

その結果を農業委員の総意として、そのことについて皆様方の意見をお聞きしたいと。

藤田（健）委員

本当に土地の問題は難しいのでね。

藤田会長

要は、戦後の混乱の中で農地を守り、農業者を守る、耕作者を守ろうということで、特に東予地方、西条、新居浜市は多いのですが、その当時の人が慣行小作権を形成していったということです。

藤田（健）委員

分かりました。その、ステップの1つということですね。

藤田会長

その時に、それぞれの賃貸借の契約書が農業委員会にあるわけで、その当時に出されているんです。その時に小作料が何円とかいうのはその当時の値段で書かれています。それから、時代が進んで、その時に耕作者も所有権者も亡くなった場合、相続をしなくてはいけないのですが、所有権者は所有権移転して登記をしたら自動的に届出をしなくても農業委員会では所有者は判ります。耕作者は小作権というのは賃貸借権の契約書にあるだけで法的には出てこない。ですから、耕作者は亡くなったら被相続人から相続者が農業委員会へ届けなくてはいけない。届出をしていないから、問題がおきる。地代も高いとか、安いとか今回もありますが、それも双方が話し、農業委員会は平成20年くらいまでは小作料の目安をお示ししていましたが現在は行っていません。いずれにしても話し合いでは、お互いに平成20年ごろはこれくらいだったから、これくらいでということで、所有権者と、耕作者が話しをして地代が決ま

っていきますが、地主さんが言われたら、その金額を支払いされているのが多いのではないかと思います。それと、地代というのは昔は「ありがとうございました」と言って持って行っていました。この頃は言われなから持っていけないとか、言っても持ってこないということから地主より、小作権を持っている人の権利が強くなってきているのがこの頃の流れですが、権利については新居浜では半々ということがよくいわれています。今回の様に一方的に申請されるとするのは、申請人も相続して、経緯は分からないですけど不耕作や、契約した地代が払われていないとかいろいろなことがあって、訴えをされているというようなことなのではないかなと思います。耕作者も相続人が放棄をした関係で、たまたまこの方達に相続権があり、お二人の名前が出てきたのであって、分家に相続権があり今に至っております。農業委員会としてはお互いに合意解約をして離作補償という方法がありますから、その事も考えていただいて、とにかく穏やかに協議をしていただきたい。そうするのであれば許可をしますということで、農業会議へ出したいんですが、これで皆さんよろしいですか。はい、藤田（隆）委員。

藤田（隆）委員

質問はですね、小作権に矛盾を感じるものがあって、こういう問題が出たので疑問点をいうのですが、こういう実例があるんです。ある土地で10年程、小作人が新居浜から大阪の方に出て行って、所有者がずっと耕作をしていますが、小作権が設定されている状態のままで、合意解約しようと言ってもどこに住んでいるか、小作人が大阪に行っているのは分かっているのですが、大阪のどこかわからない。農業委員会に小作権の設定をしている人は死亡されていて、当然相続権の話も出ている、実際作っているのは所有者で、10年も所有者が耕作していたら、所有者に戻すというしかるべき処置があってもという思いがあって、合意解約ということは結論判をもらわなければいけないとい

う話なのですよね。その判を簡単にもらえるのであればいいのですが、相手を知らない、経緯も知らないという状態であったときに、合意解約するということはまず不可能かなと思うところがあって、つまりは所有者にとってみたら貸し損、人に貸したらこういうことが起こるというところがあり、そこに10年とか20年とか小作の人が耕作しないなら元に戻せるようなそういう法律があってもいいんじゃないかなと感じるところがあって、今回、意見として出させてもらいました。

藤田会長

はい、古川委員。

古川委員

失礼します。貸借の場合は代が変わったら、代が変わったときにちゃんと更新しなければ借地権はなくなるということの前に聞いたことがあるのですが。農業委員会とさしましては、新居浜市にもこういう弁護士はいるのですか。専門家にこうなっているのだけれども、法律的にはどうなのか、法律的にはなにが正しいのか、どうすることが一番正当なのかをよく確かめてからされてはどうでしょうかね。

藤田会長

今回のこのような中で、それを弁護士に相談してもまず、一番最初に出てくる言葉は、これ、不耕作ではないですかといわれるんですよ。耕作するのがあたりまえ、耕作するから小作権があるのではないかと。しなかったら、不耕作ですよ。

古川委員

だから私も今さっきいったように、耕作を引き継いでしていなかったら、不耕作といわれてもしょうがないです。賃料もちゃんと払って成立するわけでしょ。双方が納得して、今、藤田（隆）委員がいわれましたように、なかなか判子をつけて納得というのは結構難しいんですよ。一番何が決め手かということ、法的にどうなっているか、それをきちんと確かめてこちらに意見を言わないといけない気がします。以上です。

近藤事務局長

御二方からいろいろ御意見を出されたのですが、顧問弁

護士には去年聞いておりました、今言われたように不耕作ということで解除相当という意見はいただいています。今問題になっているのは、曾我部委員もいわれたように、これが慣行小作とって昭和27年の農地法施行前の小作権であり、そこについては民法が適用になりますので、その時の貸し借りの関係のことまでは我々は判断がつかないのでこの代が変わった農地となっているのですが、それ以前の賃料を払っていない、違反転用をしていたということについては一応解除相当であり、離作補償については我々の判断がつかないので、今、民事の裁判をしているのでその判決を待つか、お互いでもう一度話をして、離作補償を整えば合意解約をするし、私達もどちらの肩を持つというようなことをしてしまったらいけないので、とりあえず裁判の判決を待つかとありますが、ただ去年出された申請なので、こちらも1年以上放置すると、事務局に誠実に審議してないのではないのかと弁護士から言われる可能性があるので、私も4月に移動してきて、引き継ぎであった問題なので、早く解決をしないといけないということで今回出させていただいたのですけれども、今委員さんがいわれたように農地法の3条の賃貸借とか使用貸借については、不耕作をしない時点で解除になりますので取られたとかというようなことはありませんが、本件は農地法の施行前の慣行小作ですので、そこはお互いに話し合いをしていただいて、解除できるのであれば解除すると、できないのであれば今、民事で裁判をしておりますので、その判決を待ってくださいという事務局のスタンスとして県に意見として出したいということで今回案として出させていただいております。以上でございます。

藤田会長
古川委員

はい、古川委員。

失礼します。民事の裁判であれば、こちらが意見する必要はないでしょう。民事の裁判が決まってから許可するしかないではないのでしょうか。

近藤事務局長

ただ、解除の申請が出されていますので何らかの結論を出さなければ、今度、弁護士から1年も何をしていたのかといわれる可能性があるので、農業委員会の意見として一定の答えを出さなくてはいけないということで、今回、農業委員会はこういうような意見として出させていただくと、何もせずに民事の裁判の結果を待っていたら農業委員会は1年間も申請しているのに何をしていたのですかということになりますので、一定の結論を出したいということで、今日、御審議をお願いできたらと思います。

藤田会長

はい、竹林委員。

竹林委員

いろいろ協議されたわけですけど、基本的にここに書いている条件で合意した上ということは、合意書を提出することが条件になると思うのですが、それさえ明記のうえ協議し合意書を提出した上であれば農業委員会も受理できるのではないかと思うのですが、どうですかね。

片上委員

私の地区には先程誰かいわれましたように、小作をしているのだけれどもお父さんが亡くなられて何十年もそのままなんです。ただ、辛いかな小作料をわずかですが払っているんです。何十年も小作料だけ払っています。何も管理していない、周囲の人が言えばやっとなに1回草を刈るといふその程度のことがずっと続いているんですよね。所有者いわくは、もう、耕作していないから戻せといっているんです。その人は東京にいるんです。東京から帰って耕作もできないので、そのまま放置しているんです。所有者は耕作しないなら戻せと言っていますが、小作料をわずかでも払っていることを理由にと、何十年も同じ喧嘩をずっとしているんです。やはり最終的には小作人は半分でも離作補償を貰わなければ、解除しないと、結果はここなんです。今回も条件付きという答えが出てますけれども、要は離作補償を小作がいくらかでも貰ったらいいと思うんですよ。欲な事を言うからこのようなことになると思うのですが、いづれにしても、最終的には離作補償で解決するかと思いま

す。

藤田会長

今回は、所有者が離作補償を出さずに小作権を取り上げるという雰囲気でした。今、片上委員が言われましたが、相続した時に、皆さん相続しなければならないのかと言われてますがそうではなくて、相続ができる権利が当然あるわけで、小作地を市外在住者が相続したら地代は払いますけど、保全管理すら出来ないじゃないですか。そんなことをすること自体が我々からしたら間違っている。最初のスタートから、つまり相続するときに間違っている。そのときに所有者に話をして、耕作ができないからお返ししますと、その際に転用したり、現状で引き取ってくれるのは難しいかもしれませんが、最近多いのは、補償も要らないから返しますといっても場所によっては困りますと言われるのですが、場所が良いところでよくあるのは、転用してその売却の半分を分ける、これが一番綺麗に分かれるということが多いです。今回の場合は、相続人が農業意欲があればこのようなことにならないのですが、所有者側は慣行小作権を理解せずに返せということで弁護士に頼んだということで、どちらにしても、我々からしたら耕作者を守らなくてはいけないというのがありますから、一方的に不耕作で解除というわけにもいきませんので、うまく離作補償を合意解約をしていく中で半分でなくてもお互いに話し合っただけなら、うまく落ち着くのではないかなというところですので、お互いに話し合いをして、初めて解除になりますということをお示しせざるを得ないということなのです。この案で、県へて意見を求めるということ御了解いただけますか。

全委員

はい。

藤田会長

他に御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり離作補償を当事者双方で協議・合意することを条件とした上で解除については許

可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第4号「農地の賃貸借権等の解除について」は離作補償を当事者双方で協議・合意することを条件とした上、解除については許可相当として愛媛県農業会議に意見を聴取します。

藤田会長

14ページをお開きください。

報告事項は「農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人の報告について」です。

事務局から報告をお願いします。

松本農政係長

農地法第6条第1項に基づく農地所有適格法人の事業報告につきましては、第3番及び4番の2件でございます。

第3番、(5-1)さん及び(5-2)さんから、農地所有適格法人報告書が提出され、いずれも議案書に記載のとおり農地法で定める農地所有適格法人として必要な要件を全て満たしており、適正に運営されていることを確認いたしましたのでご報告いたします。

藤田会長

ありがとうございました。

続きまして、15ページを御覧ください。

参考事項は、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知についての参考事項ですので、お目通しをお願いします。

以上をもちまして、農地関係の議案の審議がすべて終了いたしました。

よって、これをもちまして暫時休憩いたします。

なお、14時40分から総会を再開いたします。

(休憩)

藤田会長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより農政関係の議題に入ります。本日は、ご案内しておりましたとおり、「令和4年度新居浜市の農業予算について」を議題といたします。

なお、本日は、経済部農林水産課及び農地整備課から担当職員をお招きしておりますので、ご紹介させていただきます。まず、農林水産課から桑内 課長です。

農林水産課

桑内課長

お世話になっております。よろしく申し上げます。

農地整備課

藤田会長

次に、農地整備課から神野 課長です。

農地整備課

神野課長

農地整備課 神野でございます。よろしくお願ひいたします。

藤田会長

大野 副課長です。

農地整備課

大野副課長

農地整備課の大野でございます。よろしくお願ひいたします。

藤田会長

質問等につきましては、最後に一括してお受けしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。それでは、最初に農業委員会関係の予算について、事務局から説明いたします。

中森農政係長

令和4年度新居浜市の農業予算についてのうち、農業委員会関係予算について資料に沿って説明いたします。

「令和4年度農業委員会に関する予算」を御覧ください。

それでは、説明いたします。表の上から2行目、節の行をご覧ください。まず、委員報酬の984万9千円は、農業委員の報酬でございます。財源内訳は、一般財源が984万9千円でございます。

次に、人件費4,821万7千円は、事務局職員の給料、職員手当等、及び共済費でございます。財源内訳は、県補助金が167万9千円、一般財源が4,653万8千円でございます。次に、農業委員会管理運営費ですが、これは農業委員会等に関する法律に基づく所掌事務を遂行するための事務局経費でございます。

まず、報酬700万6千円は、農地利用最適化推進委員の報酬でございます。

次に、旅費71万4千円、交際費3万4千円、需用費58

万円、役務費 37万8千円、委託料 82万5千円で、それぞれ詳細は、備考欄のとおりでございます。

次に、使用料及び賃借料 30万5千円は、先進地視察研修のバス借上料でございます。例年、4月頃に実施しておりますが、今年度は、新型コロナ感染防止のため実施を見送っております。

次に、備品購入費 6万2千円はブルーマップ購入費でございます。

次に、負担金補助及び交付金 55万7千円は、県農業会議への賛助拠出金や各種会合への出席者負担金等でございます。以上、農業委員会管理運営費につきましては、合計 1千46万1千円の予算で、財源内訳は、国有農地使用料徴収に関する自作農財産事務取扱交付金 16万4千円、耕作証明等の証明手数料 1万9千円、農業者年金業務委託手数料 15万6千円、一般財源が 1千12万2千円でございます。

次に、農業経営体活性化推進費でございますが、これは、景観形成作物取り組み事業費でございます。

需用費 24万7千円は、種子、肥料代金等、消耗品費でございます。

次に、役務費 13万5千円は、トラクターによる耕起手数料でございます。

以上、農業経営体活性化推進費につきましては、合計 38万2千円の予算で、財源内訳は一般財源 38万2千円になります。

以上、令和4年度農業委員会当初予算総額は、6,890万9千円となっております。以上で説明を終わります。

藤田会長

次に、新居浜市の農業予算について、農林水産課から説明をお願いいたします。

農林水産課

桑内課長

新居浜市経済部農林水産課長の桑内でございます。農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様方にはいつも大変お世話になっております。私自身も30年前くらいに農

業委員会に在籍しておりまして、その際は農地転用の担当でしたが、その際も大変お世話になりました。

本日は農林水産課所管の農業予算及び事業の概要についてご説明させていただきます。

お手元の資料をご覧ください。

まず、意見書との関連が1、担い手の確保と育成の部分についてでございます。

1、農林漁業資金利子補給事業補助金です。

担い手の確保・育成を図るために、農業者等に対して、金融面から支援し、負担を軽減させ、農業経営の改善を図るために、農業近代化資金等の貸付金について、県及び市が利子補給を行っている事業でございます。

令和4年度の予算額は53万7千円となります。

次に2、青年就農者育成支援事業です。

この事業は、令和3年度までは次世代人材投資事業として50歳未満の新規就農者を対象に、年間最大150万円の資金を最長5年間交付するものですが、令和4年度からは新規就農者育成総合対策の経営開始資金として、交付期間が3年間となりました。令和4年度の予算額は 継続分と合わせて450万円となります。

次に3、農業経営体活性化事業です。

J A えひめ未来青農クラブが主催する先進地視察研修に対する支援を行うものです。令和3年度はコロナ禍のため実施いたしませんでしたが、令和4年度は実施予定で、予算額は11万2千円となります。

次に4、大島七福芋作付け拡大事業です。

本事業は大島の七福芋（白いも）の栽培復元可能地1.4ヘクタールの作付け拡大にあたり、耕作放棄地の解消や鳥獣対策等を行う必要があり、地域おこし協力隊の導入を図ることにより、担い手不足の解消や圃場の整備、作付けを順次行い、作業効率及び生産性の向上を図ることを目指しております。また、大島地区の地域活性化にも寄与することができる

と考えております。令和2年11月1日から地域おこし協力隊員1名が着任しており、令和4年度については、さらに1名加えて2名に増員する計画で、予算額は2名の報償費や導入に係る経費979万4千円となります。

次に5、農業振興費です。

これは、農業振興等を事業目的とする各農業関係団体（西条地区農業改良普及事業推進協議会、新居広域営農団地推進協議会、愛媛県畜産協会、えひめ愛フード推進機構、東部家畜衛生推進協議会及び青年農業者協議会）等への負担金や農業推進に係る事務費として、地産地消協力店認定に係る事務経費等を支出するものです。令和4年度の予算額は70万3千円となります。

次に6 経営所得安定対策直接支払推進事業費です。

これは、経営所得安定対策を円滑にするため、必要な制度の周知、各申請業務の支援等に要する経費を支出する事業で、新居浜市農業再生協議会への全額県費補助金となります。従前は生産調整推進対策費という名前の事業でした。令和4年度の予算額は164万7千円となります。

次に7、農業共済組合育成費です。

農業災害補償法に基づき、農業者が不慮の事故によって受ける損失の補填を行う農業共済組合に対し運営の一部補助を行う事業です。令和4年度の予算額は26万8千円となります。

続いて、意見書との関連が2、地産地消の推進と食育の充実についてでございます。

8、にいはま農業まつり事業費です。

各種催し物を通じて、生産者と消費者のネットワークづくりを図るとともに地域社会の活性化を図り、農家の生産意欲の向上と活力ある新居浜市農業の発展に尽くす、JAえひめ未来が主催で実施する「にいはま農業まつり」に対し助成する事業でございます。

直近の実績としては、令和2年度及び令和3年度はコロ

ナ過によりやむを得ず中止となりましたが、令和元年度は12月8日（日）にイオンモール新居浜にて入場者約3万6千人を集めて実施いたしました。令和4年度は感染対策を取りながら実施予定で予算額は補助金額76万円となります。

次に9、自然農園推進費です。

市内34カ所にある自然農園の土地所有者との連絡調整、各種行事の支援、新規開設や廃止する自然農園に必要な草刈り等に要する経費を支出いたします。令和4年度の予算額は33万8千円となります。

次に10、食生活改善・食育推進による新居浜産農作物の消費拡大事業です。

市内各公民館や保健センター等で食育推進、健康づくりの料理を作る際に、あかがね市等で新居浜産農産物等を積極的に購入し使用することで、地産地消を推進し、また、新居浜産農産物等を使用するレシピを配布するなどにより食農教育を行うものです。令和3年度はコロナ禍により残念ながら実施いたしませんでしたが、令和4年度は実施予定で予算額は15万円となります。

最後に意見書との関連が3、有害鳥獣対策支援策の強化についてでございます。

11、有害鳥獣駆除費です。

これは一部県補助金が入っている事業でございます。有害鳥獣（イノシシ、サル、シカ）を駆除した市内3猟友会等に対して捕獲活動経費の助成として、1頭あたり1万円の報償費等を支出するものでございます。令和4年度予算額は672万6千円となります。

次に12、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業補助金です。

これは国の補助事業でございます。有害鳥獣（イノシシ、サル、シカ）を駆除した市内3猟友会等に対して捕獲活動経費の助成として、成獣1頭当たり7千円（イノシシ・シカ）または8千円（サル）、幼獣1000円 の報償費

等を支出するものでございます。令和4年度予算額は406万円となります。

次に13捕獲隊支援事業補助金です。

これは県補助事業になります。市内3猟友会等に所属する駆除隊員の狩猟免許更新申請手数料、猟友会会費等の一部を助成することにより、新居浜市における捕獲体制の充実を図ろうとするものです。令和4年度の予算額は27万9千円となります。

最後に14、有害鳥獣農作物被害対策事業です。

これは平成30年度から新規に実施している市単独事業です。電気柵やワイヤーメッシュ柵等の資材購入費の1/2の補助を行っております。補助金の限度額は5万円ですが、認定農業者の方については10万円となります。また、ニホンザルの追い払いに有用な動物駆逐用煙火等を購入し、自治会等は無償で配布し、地域住民の皆様と連携して、地域ぐるみで追い払いの推進も積極的に進めております。令和4年度の予算額は245万7千円となります。

以上で新居浜市の農業予算及び事業の概要についての説明を終わります。ありがとうございました。今後ともよろしく願いいたします。

藤田会長

ありがとうございました。次に農地整備課から説明をお願いいたします。

**農地整備課
大野副課長**

今年度の農業関係予算と、前年度に実施した事業の取り組みについて説明させていただきます。

お手元にお配りしております資料のうち、1ページ目に「令和4年度新居浜市の農業予算」を、2ページから11ページに「事業実施状況の写真」を掲載しておりますので、ご確認をお願いいたします。それでは説明を始めさせていただきます。

まず、資料1ページをお開きください。

農地整備課の所管事業別の予算でございます。

上から順に1番ですが、土地改良施設耐震対策事業でございます。本事業は、愛媛県が事業主体となり実施するもので、新居浜市は事業負担金を支出するものです。今年度の予算額は940万円で、全体事業費としましては備考欄のとおり8,120万円、主な内容としましては池田池、宮ノ谷大池、青木下池、治良丸池の耐震化対策工事でございます。なお、事業費8,120万円と市予算額940万円との差額は、国費および県費でございます。

池田池は平成30年度から工事に着手しておりまして、宮ノ谷大池と青木下池は昨年度から、工事に着手しております。治良丸池は、事業計画の修正を行います。

【参 考】

(市11%、県総事業費8千万円) : 3池の耐震化対策工事

(市50%、県総事業費120万円) : 治良丸池の事業計画修正。

次に2番、ため池等整備事業でございます。本事業は、新居浜市が事業主体となり実施するものです。

今年度の予算額は915万円、菥生河の北地区にある芳谷池、大生院戸屋の鼻地区にある宮ノ下池の2池を予定しておりまして、芳谷池は、老朽化対策工事、宮ノ下池は、ため池の廃止工事でございます。本年度は、芳谷池、宮ノ下池ともに測量実施設計を予定しております。

【参 考】

芳谷池(国55%、県15%、市30%) : 令和4年、315万円、令和3年、繰越1,260万円、計1,575万円

宮ノ下池（国 100%）令和4年、600万円。

次に3番、農業用河川工作物改修事業でございます。この事業は、県管理河川に設置された頭首工などの農業用河川工作物の改修を行うものでございまして、先ほどの耐震対策事業と同様に、愛媛県が事業主体で実施し、新居浜市は事業負担金を支出するものです。

今年度の予算額は112万円、全体事業費としましては備考欄のとおり1400万円、内容としましては国領川にございます高柳堰下流の河床洗掘対策として護床工の整備を行うものです。この工事は、護床ブロックの製作と据付でございまして、令和3年度、完成の予定でございましたが、昨年度8月の集中豪雨により河床が洗掘され、据付けたブロックの一部に変状が生じたため、復旧と再度の洗掘防止工事を追加施工することとなり、工期も令和5年まで延長することとなりました。

【参 考】

（市負担割合8%、県総事業費1、400万円）

次に4番、県単独土地改良事業でございます。本事業の採択要件といたしまして、土地改良区が管理している農道・水路等のうち、受益面積が5ha以上を対象として整備を進めるものでございますが、実施に際しまして、一部の施設（ため池や頭首工等の水源に係る施設）を除き、農振農用地以外での事業採択は非常に難しい状況となっております。

今年度の予算額は600万円で、全体事業費としましては1,000万円、内容といたしまして、昨年度からの継続事業として、吉岡泉土地改良区が管理する「宇高中幹線水路」の内、延長109mの改修を予定しております。

【参 考】

(県40%)

次に5番、土地改良施設維持管理適正化事業でございます。本事業は、土地改良区が管理し、老朽化により維持管理に支障をきたしている施設で、過去に国の補助金を受けている施設が対象でございます。

今年度の予算額は390万円、全体事業費としましては1,100万円、水路の補修3箇所を予定しております。

【参 考】

(国30%、県30%)

次に6番、市単独土地改良事業でございます。

この事業は、これまでご説明いたしました各種事業の適用外で、市内21の土地改良区が管理する農業用施設の改修に要する事業費を補助するものでございます。

今年度予算としましては、総補助金額3,400万円、そのうち、原材料費の支給を100万円としております。

前年度は、決算額として、総補助金額6,957万6千円、そのうち、原材料費として95万3千円を支給しております。

本事業につきましては、予算の範囲内で、各土地改良区が優先順位を決定したのに対し補助するもので、計画的な執行に努めているところでございますが、昨年度と同様、コロナ禍の影響もあり、非常に厳しい予算査定となりました。

このことから土地改良区との連携を図り、必要な工事を適切に進めながら、今後も引き続き、予算の確保に努めてまいります。

次に7番、市単独災害復旧事業でございます。

この事業は、台風等の災害により、被災した施設、農地を復旧するものでございます。

市単独災害復旧事業につきましては、事業費が40万円未満の箇所が対象となります。尚、事業費が40万円以上の箇所については、国庫補助災害復旧事業の対象となります。

今年度の市単独災害復旧事業費といたしまして、1,000万円を計上しております。また、万が一、大規模な災害が発生した場合は補正予算等で対応致したいと考えております。

【参 考】

近年の災害といたしまして、平成30年度の災害においては、台風24号により農地4件、農業用施設25件が被災しました。そのうち、農業用施設（頭首工）4件を国庫補助災害復旧事業として、残り21件を市単独災害復旧事業として実施しました。

続いて、各事業の実施状況について説明いたします。

資料2ページをお開きください。

これは、県営事業として実施しております池田池の土地改良施設耐震対策事業の実施状況でございます。

前年度は上流側、堤体法面の改良工事を進めました。

資料3ページをお開きください。

こちら、県営事業として実施しております宮ノ谷大池の土地改良施設耐震対策事業の実施状況でございます。前年度は上流側、堤体法面の改良工事を進めました。

資料4ページをお開きください。

こちら、県営事業として実施しております青木下池の土地改良施設耐震対策事業の実施状況でございます。

前年度は工事用道路を設置いたしました。

資料5ページをお開きください。

こちら、県営事業でございますが、高柳堰の農業用河川工

作物改修事業の実施状況でございます。

前年度は高柳堰の下流側に護床ブロックを据付設置しました。

次に、資料6ページは県単独土地改良事業です。

こちらは、吉岡泉土地改良区が管理する宇高中幹線水路の改修工事でございます。

請負工事費は990万円で施工延長は75.27メートルでございます。

次に、資料7ページをお開きください。

土地改良施設維持管理適正化事業です。上泉土地改良区が管理する上泉幹線改修工事でございます。

請負工事費は300万円、施工延長は174メートルです。（水路底打工 L=174メートル）

次に、資料8ページから9ページは市単独土地改良事業です。

先ず8ページは、治良丸土地改良区が管理する「赤池線農道」の改修工事でございます。（路肩擁壁工 L=14.8メートル、山留ブロック A=19.8平方メートル、2,679千円）

次に、9ページをお開きください。

阿島土地改良区が管理する「阿島水路」の改修工事でございます。

（水路工 L=66.7メートル 4,309千円）

次に、10ページをお開きください。

吉岡泉土地改良区が管理する「釜土原揚水機」の改修工事でございます。（水中ポンプ 2.4m³/min 125mm 1基 逆止弁 1基、1,833千円）

最後になりますが、資料11ページをお開きください。

農道維持管理事業です。垣生土地改良区が管理する「上り立農道」の舗装工事でございます。(舗装工 A=713平方メートル、3,853千円)

以上、簡単ではございますが、農地整備課の説明を終わります。

藤田会長

ありがとうございました。以上、事務局、農林水産課、農地整備課から令和4年度新居浜市の農業予算について説明していただきましたが、何かご質問等はございませんか。はい、曾我部委員。

曾我部委員

農林水産課にお尋ねいたします。1番から14番までの事業の概要が出ているのですが、その中で県や国の補助金ではなくて新居浜市で独自に出している番号を言ってくれますか。

農林水産課

桑内課長

すみません。4月から異動できたばかりなので直ぐに回答できないので確認をいたします。

曾我部委員

別に構わないのですが、見た感じで金額にしたら新居浜市で単独で1,100万円くらいあると思うのですが、その中で大島の七福芋に979万円いっているんですね。8割、9割が大島の七福芋なんですよ。何人が関係してこの事業費になっているかわからないですけど、新居浜市の農業者がたくさんいる中で掛かっているお金が1,100万円くらい、藤田会長、銅夢にいはまの改修工事、市はいくら出したんですか。

藤田会長

曾我部委員

6,000万円です。

1つの会社が銅夢にいはまを改修して直売所の工事に新居浜市が6,000万円出しているんですよ。農家の人がかこれだけいるのに1,100万円くらいしか出してない。しかも、979万円は大島に配分されている。人が少ないのに。こんなおかしいことはないもので、もっと農業関係の新居浜市も重視してほしい、いくら工業都市だといっても、

去年は、出荷者に対して種代を出してくれたりはしているのですが、今回はその予算もないし、いったい農業というのをどういう形で考えていくか、課長が今年異動しましたが今から考えてもらわないいけないのがその辺りになります。

農林水産課

桑内課長

曾我部委員さんがおっしゃられたことはごもっともなことだと思っておりますが、別子山地区と大島地区に関しましては、農業を主体として地域を活性化して、これ以上に地域が衰退しないために注力を上げているところはあると思います。いただいた御意見、我々も他の地区の農業を疎かにしているわけではなく、どうしてもそこにお金が配分されているようなところもあるので、その部分は引き続き注力しながら御意見のとおり新居浜の農業を守っていく立場にあるので、その辺を考えて効果的な予算を配合するよう努力していきたいと思っております。

曾我部委員

一つ例をあげれば、JAが西条と新居浜が合併いたしました。その季刊誌を見ていたらハウスを建てて頑張りましたよ、補助が市からでますよ、でも、西条市の補助ですから、新居浜市の人は駄目ですよというようなことを書いているんですよ。何年か前までは新居浜市もあったんですが該当者がなくなったか何かでそれが取り下げられているので、該当者がなくなってもいつ新規の就農者がくるか分からない。だったら予算くらいは取っておいてほしいですよ。予算を取っておいて実行しなければいけないんですよ。そうじゃないと新規でやりたいという人が季節野菜もやりたいといっても、ハウスが建設の予算を取っていないから補助がない訳ですよ。する人がいないから予算を取りませんではなくて、それを一生懸命進めていくのが我々の仕事でもあり、新居浜市の農林水産課の仕事でもあるわけです。それにはまず、予算をちゃんと取って農業ができるような形を作る、そうしてもらわないと、いざ新規

就農者が施設を作りたくても補助がないんです、新規の人ができないのではなく、その土台作りから始めてもらい、その辺りをよく考えてほしいです。

藤田会長

曾我部委員が言われることもよく分かるのですが、我々議会の立場から行政にも農業委員会という立場と議員としての両方の立場で質問をいろいろ行っておりますが、特に今おっしゃられた大島と別子山について、979万円は地域おこし協力隊のお金で、それを今年度は大島七福芋に力を入れるということで金額が増えてきています。あと、農水の職員の人にもよくいうのですが、現場をよく分かってください、外に出て行って現地の人達のお話を聞き新居浜市の農業振興を考えてほしい、それともう一点は新居浜市は皆様も御存じの通り農用地が少ないため、国の補助事業等も受けにくい、そういった中で県単で改良区の池の改修だったり、農用地のいろいろな改修もあるのですが、それ以外は、農業振興策もないので新居浜市独自の振興策を考えていただきたい。それには、職員の人が現場に行って農業者の声を聞いていただきたい。それと、行政の予算枠の関係ですが、行政の予算というのは皆様もよくお分かりかと思いますが、前もって計画を行なうなかで、次年度の中で余裕を持って枠を作ることができませんので、その点は御理解をいただきたい。ですから、前もって次年度の中でやりますということで、今、曾我部委員が言われていました、ハウスの補助金もあったのですが、希望者がいないということで枠がなくなり、他の事業を取り組んでくださいということですが私達も強く言いますし、以前は建議書といって3年に1回だったのが、今は意見書として毎年出せますが、そうかといっているいろいろ変わっていくわけではないですから、担い手の確保育成であるとか、地産地消の推進と食育の充実、有害鳥獣対策支援策の強化だったり、有害鳥獣の支援策については幅ができました。我々も要求しているのは物価高でワイヤーメ

ツシュ柵などの補助が5万円までなので、その時にお借りしても購入時は額が上がってきているため、その辺りを考えてほしいということで考えてはくれたのですが、結向は通らなかったというようなことです。また、担当者ががんばりますということをお願いするのですが、実際はこういうことのでございますので、農地の中でいろいろな意見として関係機関に働きかけるということも皆様と共に頑張っていきたいと思っておりますので、課長の説明の中での補足ではございますけど、一応お話をさせていただきました。

他にございませんか。はい、神野委員。

神野委員

工事とかではないのですが、ため池の維持管理で草刈りの補助とかそういうのはできないでしょうか。

農地整備課

大野副課長

ため池は全てが土地改良区が管理する施設に新居浜市はなっていると思うのですが、今のところ土地改良区からそういった要望はあるのですが、なかなか維持管理の面で土地改良事業として補助できるというのがなかなか難しいというのが現状でございます。

神野委員

耕作者も減り、全体的に年齢も上がってきているので、補助をいただきたいという話をよく聞くのですが、何か方法を考えてもらえたらと思います。

農地整備課

大野副課長

一応、土地改良区からも維持管理する面でそういったご要望は多くいただいているのが現状でございます。また、今回いただいたご要望に対しても、何か対応できないか考えたいと思います。

藤田会長

山口委員

他にございませんか。はい、山口委員。

農業委員会にお尋ねします。私、農業委員に就任以降、毎年、農業委員会手帳をいただいていた。今年も要望を出していましたが、今年は支給なしとなりました。事務局の方針としてどういう考えを持っておられますか。委員さんは7月改正だから年度の途中ということがあります

が、ヒアリングの段階で農業委員会手帳の交付というのを反対している人はいないのか、今までは支給していたのに今年はないというのはどういう方針をお尋ねします。これに基づいて農業委員さんは頑張るよと、いうこともあるかと思えます。

曾我部委員

希望する方は貰ったのではないですか。

山口委員

その辺りの事務局がどう考えているのかを聞きたいんです。

藤田会長

私が聞いているのは、希望する方があまりいないということで、次年度については希望者のみということではなかったかと思えます。去年話し合ったときに、全員が必要としてくれればいいのですが、あまり皆様が希望しないというようなことがあり、希望者は実費ですということをお聞きしたのですが。

山口委員

それは、私が提案してね、実費でも親睦会からでも出してもいいということで注文し、5、6名おられたかと思うのですが、私が聞きたいのは、事務局として今まで支給していた手帳を今年はどうしてそうしたのか、事務局としてどういう考え方を持っておられるのか、農業委員会手帳は用事ないんだと、いうことであるのなら私はそれで構いません。事務局でどういう方針でされているのかを聞きたい。それだけです。

藤田会長

以前から、一般会計予算ではなくて希望者は個人の報酬から引き去りをするという引き継ぎがあったようです。

山口委員

今までも親睦会費で出してたんですか。

藤田会長

報酬から引き去りということです。はい、藤田（健）委員。

藤田（健）委員

私は初めて農業委員に選任されて、農業委員会の手帳をもらいました。正直嬉しかったですよ。農業委員会手帳を農業委員に任命されてもらったと。農業委員会に所属しているというモチベーションでやらなければと思いました。それは、警察手帳と同じです。手帳を貰って、農業委員会

の名前が入って、農業委員会の所属の一名になったと、やる気が非常に出たわけです。それが、先程から山口さんが言われるように今年配布がないわけですね。とにかく任命書と一緒に農業委員会手帳をもらった。やらなければという意気込みがあったのでその辺を考えていただきたいですね。

藤田会長

調べまして、今からでも手帳があるのであれば一般会計では賄えないので、皆さんの報酬からということになります。他にございませんか。はい、山口委員。

山口委員

事務局として今、会長がいわれた通りですか。

近藤事務局長

毎月の報酬の中から希望者に対しては、その月だけ手帳代を天引きさせていただいて、希望者の方に手帳をお渡ししています。

山口委員

今までは全員支給されていたのを、今年度はそれをせずに、それぞれ要る人が自分で払うことは別に構わないのだけれども、事務局方針として説明ができるようにしてください。

近藤事務局長

7月に改正になりますので、そのときには新しい農業委員に手帳の希望者を募って希望者については毎月の報酬の中から天引きさせていただいてお渡しするようにします。

藤田会長

他にございませんか。はい、山口委員。

山口委員

農地整備課にお聞きしたいのですが、土地改良事業ですね、国や県の補助ではなくて、市の単独事業はどうなっていますか。各改良区、洪水、高柳は別として各単独の改良区からの要望は優先順位に基づいてやっていると思うのですが、各改良区からどれだけの要望件数と事業費を分かっていたら教えてください。

農地整備課

大野副課長

とりあえず令和4年度につきましては、まだ改良区から要望は全ては出ておりませんので今のところは、どれくらいの数があるか分からない状況です。

山口委員

令和4年度の農業予算は、要望をチェックして出して予算を決めるのではないですか。

農地整備課

大野副課長

はい、大体のは分かるのですが、細かいところまではまだ分かっていない状況でございます、おっしゃる通り今の予算では少ないというのはあきらかに分かっている状況であります。

山口委員

後日、件数と事業費を教えてください。

農地整備課

大野副課長

はい、分かりました。

藤田会長

市の単独土地改良事業費につきましては例年7,000万円くらいでしたが、令和3年度になって一気に4,000万円に減額され、これは困るということで予算委員会の中でも議論をして、20の土地改良区から出された中で協議して9月に補正がついて、例年の額に戻りました。今、コロナの影響で厳しく査定されるというのが現実ですが、担当課は努力して改良区から出された意見をまとめて、9月補正で帳尻が何とか合ってきています。山口委員からよく指摘をいただくのですが、今は、厳しい状態でそれだけの事業費が付かないというのが今の現状でございます、そういった中で、担当課、私も農業委員として、また議員としての要望はしているのですが、現状はそういうところであると認識いただきたいと思います。はっきりとした数字は担当課から提示いたします。他にございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ありがとうございました。

本日は、お忙しい中、農林水産課、農地整備課の職員の方々には新居浜市農業委員会総会にご出席いただきましてありがとうございました。

以上をもちまして、第24回新居浜市農業委員会総会を閉会いたします。御協力ありがとうございました。

近藤事務局長

御起立ください。礼。ありがとうございました。



新居浜市農業委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。

新居浜市農業委員会総会

会 長

委 員

委 員